

# 向日市の遺跡地図が新しくなり

## 銅鐸の鋳型など多くの遺物が出土

今回の遺跡地図の改定は五年ぶりの大規模なもので、新発見の遺跡(③既知遺跡の範囲変更(拡大)④名称の変更を行いました。新発見の遺跡には、32修理式遺跡(弥生時代後半)古墳時代前半の集落址)、33殿長遺跡(古墳時代集落址)、34岸ノ下遺跡(古墳時代初期の方形周溝墓)、37東土川西遺跡(縄文時代晚期、弥生時代末期の集落址)、41南開遺跡(古墳時代中期の集落址)などの集落址や方形周溝墓を始め、45鴨田遺跡(古墳時代前期削平された後期の古墳)、46中福知遺跡などがあります。また、国指定の史跡として、90-3長岡宮跡築地跡が追加されました。当地で

名称の変更、補正のある遺跡には、1長野古墳、4長野乙古墳群、5長野丙古墳群、9・10・12・13芝山古墳、36中ノ段古墳、39山畠古墳群などの墳丘を削平された後期の古墳、47中福知遺跡、42中福知遺跡などの平安時代から室町時代にかけての集落址、奈良時代の寺院址である44吉備寺

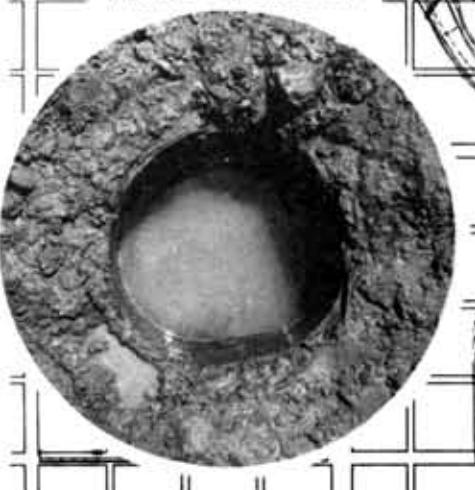
跡があります。



遺跡名一覧表

1	長野古墳
2	長野古墓
3	中海道遺跡
4	長野乙古墳群
5	長野丙古墳群
6	南条1号墳~7号墳
7	恵美須山古墳
8	物集女車塚古墳
9	芝山1号墳
10	芝山2号墳
11	寺戸大塚古墳
12	芝山3号墳
13	芝山4号墳
14	妙見山古墳
15	西垣内古墳
16	宝蔵堤院跡
17	芝山ノ内古墳
18	大牧1号墳
19	大牧2号墳
20	五塚原古墳
21	北山古墳
22	元稲荷古墳
23	稲荷社古墳
24	長岡宮跡
25	森本遺跡
26	狐山古墳
27	鶴冠井遺跡
28	物集女城
29	寺戸城
30	石田遺跡
31	北山遺跡
32	修理式遺跡
33	殿長遺跡
34	岸ノ下遺跡
35	山開古墳
36	中ノ段古墳
37	東土川西遺跡
38	戌亥遺跡
39	山畠古墳群
40	乙訓郡街
41	南開遺跡
42	中福知遺跡
43	吉備寺遺跡
44	吉備寺廃寺
45	鴨田遺跡
90-1	大極殿・小安殿跡
90-2	内裏内部築地回廊跡
90-3	築地跡

中福知遺跡の平安時代の井戸



は史跡指定に伴い、現状を変更するあらゆる行為について現状変更申請が必要です。

このように、約五年間で得られた資料は膨大なものになります。

乙訓地方の弥生文化を探求するうえで、欠かすことのできない遺跡であることがわかつきました。

その他、39山畠古墳群は不明な点の多い乙訓地方の

森本遺跡(森本町敷路・前田地区での弥生土器の出土

に伴う拡張)、27鶴冠井遺跡(鶴冠井町石橋での弥生

跡(鶴冠井町十相での土器の検出に伴う拡張)などがあ

ります。

寺戸公民館建設に伴う事

前調査によって発見された

倉庫跡や漆器の容器片、銅

製のバンドの金具などは、

長岡京が平城京よりも北に

約五百三十メートル長い可

能性を示してくれました。

また、國指定の史跡とし

て、90-3長岡宮跡築地跡

れられた銅鏡の鋳型

が追加されました。当地で

大きな集落であることが判

ついています。

それについては、今後

さらに検討を加え、市民の

みなさまにお知らせする予

定です。

このように、向日市は文

化財の宝庫です。これら貴

重な財産を市民の手で守っ

ておきましょう。

※注 文章中の遺跡名につ

いている番号は、右図の番

号を示しています。

◆第4条

一般国民は、政府及び

地方公共団体がこの法律

の目的を達成するために

行う措置に誠実に協力し

なければならない。

して周知されている土地

には、発掘を着手しようとする日の六十日前まで

に文化庁長官に届け出なければならぬ。

◆第57条の2

土木工事その他埋蔵文

化財の調査以外の目的で

貝づか、古墳その他埋蔵

文化財を包蔵する土地と

ければならない。

◆第1条

この要項は、市内に包

含めている埋蔵文化財

の調査を実施することに

より、向日市の歴史、文

化等の正しい理解と、将

来の文化向上発展に資す

ることを目的とする。

◆第2条

文化財保護法第57条の

2第1項にもとづく届出

または、第57条の3第1

項目にもとづく通知をした

もの(以下「原因者」と

この要項に定めるもの

◆第4条

この要項に定めるもの

◆第1条

この要項は、市内に包

含めている埋蔵文化財

の調査を実施することに

より、向日市の歴史、文

化等の正しい理解と、将

来の文化向上発展に資す

ことを目的とする。

◆第2条

文化財保護法第57条の

2第1項にもとづく届出

または、第57条の3第1

項目にもとづく通知をした

もの(以下「原因者」と

この要項に定めるもの

◆第4条

この要項に定めるもの

◆第1条

この要項は、市内に包

含めている埋蔵文化財

の調査を実施することに

より、向日市の歴史、文

化等の正しい理解と、将

来の文化向上発展に資す

ことを目的とする。

◆第2条

文化財保護法第57条の

2第1項にもとづく届出

または、第57条の3第1

項目にもとづく通知をした

もの(以下「原因者」と

この要項に定めるもの

◆第4条

この要項に定めるもの

◆第1条

この要項は、市内に包

含めている埋蔵文化財

の調査を実施することに

より、向日市の歴史、文

化等の正しい理解と、将

来の文化向上発展に資す

ことを目的とする。

◆第2条

文化財保護法第57条の

2第1項にもとづく届出

または、第57条の3第1

項目にもとづく通知をした

もの(以下「原因者」と

この要項に定めるもの

◆第4条

この要項に定めるもの

◆第1条

この要項は、市内に包

含めている埋蔵文化財

の調査を実施することに

より、向日市の歴史、文

化等の正しい理解と、将

来の文化向上発展に資す

ことを目的とする。

◆第2条

文化財保護法第57条の

2第1項にもとづく届出

または、第57条の3第1

項目にもとづく通知をした

もの(以下「原因者」と

この要項に定めるもの

◆第4条

この要項に定めるもの

◆第1条

この要項は、市内に包

含めている埋蔵文化財

&lt;p